様式第４号（第６条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2-1

活動結果報告書

令和５年３月３１日

越前市議会

議長　吉田　啓三　殿

議員氏名　大久保　惠子

下記のとおり報告します。

日　程　令和４年７月３０日(土曜日)～令和５年３月３１日(金曜日)

活動先　　　越前市国際交流協会　会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要　（不足のときは、補助用紙を用いる。）

幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

（組織の会則は別紙のとおり）

越前市国際交流協会会則

（名　称）
第１条　この会は、越前市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

（事務所）
第２条　協会の事務所を、越前市府中１−２−３センチュリープラザ２階内に置く。

（目　的）
第３条　協会は、幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

（事　業）
第４条　協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）多文化共生に関する各種行事の企画および実施
（２）国際交流に関する各種行事の企画および実施
（３）越前市ならびに諸外国の情報・資料の収集および提供
（４）諸外国との友好交流に関する事業
（５）国際交流関係団体との協力および国際交流関係団体活動の振興
（６）多文化共生・国際理解に関する研修の実施
（７）多文化共生・国際理解に関する調査および研究
（８）他の団体とも連携し多文化共生を目指す事業
（９）その他目的達成に必要な事業

（会　員）
第５条　協会の会員は、協会の目的に賛同し、入会を希望する団体または法人および個人とする。

（役　員）
第６条　協会に次の役員を置く。
（１）会長　　　　１名
（２）副会長　　　若干名
（３）理事　　　　若干名
（４）監事　　　　２名
２　協会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

（役員の選任）
第７条
１　会長及び副会長は、理事の中から互選し、総会で承認を得る。
２　監事は、総会で選任する。
３　名誉会長は、越前市長をもって充てる。顧問および参与は、会長が推薦し、理事会および総会の承認を得る。

（役員の職務）
第８条
１　会長は、協会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3　監事は、協会の会計および事業を監査する。
4　理事は、会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。

（役員の任期）
第９条
1　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。
2　この会の役員に就任した者が、法人又は団体の代表者であった場合において、その役職に異動があったときは、後任者がそれを承継する。
3　欠員ある場合、別途会長が任命する。
4　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）
第１０条
1　協会の会議は、総会、理事会および運営委員会とし、会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
3　名誉会長、顧問および参与は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

（総　会）
第１１条
1　総会は会員をもって構成する。
2　総会は、毎年１回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
3　総会は次の事項を審議決定する。
（1）会則の制定および改廃に関すること。
（2）事業計画および事業報告に関すること。
（3）予算および決算に関すること。
（4）役員の選任に関すること。
（5）その他重要な事項に関すること。

（理事会）
第１２条
1　理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項について協議もしくは議決する。
（1）総会に付議すべき事項に関すること。
（2）総会の議決した事項の執行に関すること。
（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

（運営委員）
第１３条
1　協会の運営に関する重要事項について、事業を具体化し円滑に実施し会務を分担するため、運営委員を置く。
2　運営委員は、会員の中から会長が任免する。
3　運営委員の任期は総会までの１年とする。

（運営委員会）
第１４条

１　運営委員会は、会長、運営委員、事務局長をもって構成する。
２　運営委員会は次の事項を協議する。
（１）　理事会に付議すべき事項に関すること。
（２）　総会及び理事会で協議又は議決した事項の執行に関すること。
（３）運営委員長の選任に関すること。
（４）その他理事会の議決を要しない会務の執行に関すること。
（５）その他会長が必要と認めた事項。

（事務局）
第１５条
１　協会の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、協会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置く。
３　事務局長及び必要な職員は、会長が任免する。
４　職員は事務局長の下、事務を遂行する。

（情報などの公開）
第１６条
１　本会の会議はすべて公開を原則とする。
２　会員は随時、本会の会議録または活動記録を閲覧することができる。
３　会長は、会員から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

（会　費）
第１７条　会費は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）団体または法人　一口　１０，０００円／年
（２）個人　一口　１，０００円／年

（会　計）
第１８条
１　本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
２　協会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（補　則）
第１９条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１　この会則は、平成３年８月８日から施行する。
２　協会の設立当初の役員の任期は、第８条第１項の規定にかかわらず、平成５年３月３１日までとする。
３　協会の設立初年度の会計年度は、第１３条第２項の規定にかかわらず、設立日から平成４年３月３１日までとする。

附　則
１　この会則は、平成　７年６月１日から施行する。

附　則
１　この会則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則
１　この会則は、平成１２年６月１日から施行する。

附　　則

1　この会則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　　則

1　この会則は、平成１９年４月２日から施行する。

2　平成１９年度役員の任期は、第８条第１項の規定にかかわらず、平成２０年度総会までとする。

附　　則

1　この会則は、平成２０年４月２９日から施行する。

附　　則

1　この会則は、平成２２年５月２日から施行する。

附　　則

1　この会則は、平成３０年６月３日から施行する。

様式第４号（第６条関係）

2-2
2-3

活動結果報告書

令和５年８月２０日

越前市議会

議長　吉田　啓三　殿

議員氏名　大久保　惠子

下記のとおり報告します。

日　程　令和４年８月２０日（土曜日）

活動先　市民プラザたけふ

活動目的　日本語サポーター養成講座

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要　（不足のときは、補助用紙を用いる。）

外国人への日本語指導に必要な基礎知識を学び多文化共生の一助となるよう知識知識を深めた。

えちぜんし

越前市の外国人市民に日本語を教える
「日本語サポーター」として活動するための

日本語サポーター養成講座

越前市国際交流協会では日本語教室を常設し、日本語の習得を目指す外国人市民に日本語を教える活動をおこなっています。(外国人に日本語を教える支援者のことを、当協会では「日本語サポーター」と呼びます。)
現在外国人市民の数は市人口の約６パーセントを占め、日本語教室に申し込む人も年々増えています。当国際交流協会の日本語サポーターとして、一緒に日本語を教える活動に関わってみませんか？
本講座では、外国人への日本語指導に必要な基礎知識を講義とワークショップを通して学びます。

受講条件

越前市国際交流協会に入会し、常設日本語教室の「日本語サポーター」として活動を始めることと、本講座を原則全８回受講することができる方

講座開催日時／

【第1回】８月２０日(土) 午前10時～11時半
【第2回】８月２７日(土)　〃
【第3回】９月　３日(土)　〃
【第4回】９月１０日(土)　〃
【第5回】９月１７日(土)　〃
【第6回】９月２４日(土)　〃
【第7回】１０月１日(土)　〃
【第8回】１０月８日(土) 午前10:00～正午

※ 講座内容のスケジュールは裏面をご覧ください。
※ 諸事情により，日程に変更が生じる場合があります。

- **会　場／市民プラザたけふ(アル・プラザ武生３階) オープンシェアオフィス２**
- **講　師／日本語国際教育支援協会認定 日本語教師 渋谷玲子(しぶたに れいこ)氏**
- **費　用／受講料２千円, 協会年会費千円, 別途テキスト代(2,000円程度)**
- **申込締切／８月１０日（水）**

※ 但し、定員10名に達し次第、申込を締め切ります。

受講申込方法　／お問合せ先

▼ホームページ　▼申込フォーム

右のＱＲコード、または、ホームページよりお申込み下さい。

越前市国際交流協会　越前市府中 1-11-2 市民プラザたけふ(３階)
Tel.(0778)24-3389／Fax(0778)24-5951／✉ info@e-i-a.jp

令和4年度 越前市国際交流協会 日本語サポーター養成講座 スケジュール

【講座開催期間】令和４年８月２０日(土)から１０月８日(土)までの毎週土曜日
【会 場】市民プラザたけふ（アル・プラザ武生３階）オープンシェアオフィス２

回/講義	日　　程	内　　容
第1回	8月20日(土) 午前 10:00～11:30	<u>オリエンテーション</u> ・ 越前市での日本語サポーターの現状 ・ 日本語サポーターに求められていること ・ テキストの紹介 ・ 2回目からの講座の流れ
第2回	8月27日(土) 午前 10:00～11:30	<u>日本語の文の特徴</u> ・ 文の種類と構造 ・ 品詞について(国文法との違い) ・ 授業で気を付けたいこと ・ 名詞文
第3回	9月3日(土) 午前 10:00～11:30	<u>動詞文</u> ・ 動詞の種類と活用について ・ 教え方の工夫 ・ 補助教材について
第4回	9月10日(土) 午前 10:00～11:30	<u>形容詞文</u> ・ 形容詞の種類と活用について ・ 副詞の種類と使い方 ・ 練習問題の使い方
第5回	9月17日(土) 午前 10:00～11:30	<u>文字/音(オン)</u> ・ ひらがな・カタカナ・漢字の習得(どこまで必要か？) ・ 外国人が苦手な発音 ・ 文字学習のためのアプリ紹介
第6回	9月24日(土) 午前 10:00～11:30	<u>会話文</u> ・ 丁寧体と普通体 ・ 会話特有の表現について ・ 終助詞「ね」や「よ」の使い方
第7回	10月1日(土) 午前 10:00～11:30	<u>敬語表現</u> ・ 丁寧語・尊敬語・謙譲語　について ・ これだけは知っておきたい敬語表現 ・ 関係性で変わる敬語表現
第8回	10月8日(土) 午前 10:00～<u>正午</u>	<u>日本語能力試験について</u> ・ 受験したいと言われたら ・ レベル別に求められる能力を知っておこう ・ ワークショップ 日本語能力試験をやってみよう！ ＊ 何が問われているのか ＊ 学習者の間違いをどう直すのか <u>日本語サポーターとして活動に入る前に</u> ・ 会のしくみやルールの説明

＊ 内容は進捗によって変更する場合があります。

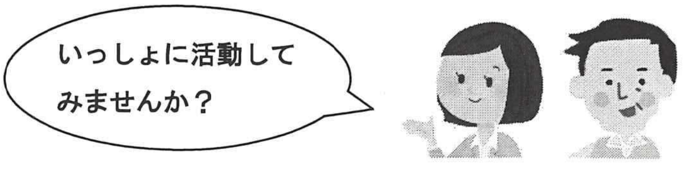

様式第４号（第６条関係）

2-4

活動結果報告書

令和５年３月３１日

越前市議会

議長　吉田　啓三　殿

議員氏名　大久保　惠子

下記のとおり報告します。

日　程　令和４年７月３０日(土曜日)～令和５年３月３１日(金曜日)

活動先　　　希望塾　会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要　（不足のときは、補助用紙を用いる。）

自由な市民として、平和と、全ての人の命と人権が守られ、人間らしく生活することを当然とするために、私たちが学習することを第１とし、さらに市民を対象とした講演会の開催、必要に応じて行政などへの提案・要望などの活動を行うほか、毎月会報を発行し、私たちの会の活動内容の周知を図ることを目的とする。

（組織の会則は別紙のとおり）

市民学習活動団体希望塾会則

私たちは、心から願います。
すべての人が、希望のある社会に生きられることを。
すべての人が、戦争に巻き込まれることがないことを。

第１条（名称）　この会は「市民学習活動団体　希望塾」と称します。

第２条（目的）　わたしたちは、自由な市民として、平和と、全ての人の命と人権が守られ、人間らしく生活することを当然とするために、私たちが学習することを第１とし、されに市民を対象とした講演会の開催、必要に応じて行政などへの提案・要望などの活動を行うほか、毎月会報を発行し、私たちの会の活動内容の周知を図り、会の発展に努めます。

第３条（会員）　この会の目的に賛同し、会費を納入した個人で構成します。

第４条（学習）　学習会は、原則として、毎月第１土曜日〈９：３０～１２：００〉に開催し、平和、人権、　教育、政治、経済など社会におけるさまざまな問題について、市民生活者として取り組みます。

第５条（機関）　この会は、次の機関を置きます。

１　総会　総会は、年１回（通常毎年１月）代表が招集します。
総会は、次の事項を議決します。
（１）　年間活動計画
（２）　代表及び世話人の選出
（３）　予算及び決算
（４）　会則の制定と改正
（５）　その他総会で議決することが必要と認められること

２　世話人会は、代表が随時招集します。
世話人会は、総会の議決に基づいて会の運営にあたり、会員は世話人会に出席し、意見を述べることができます。

第６条（役員）　この会に次の役員を置く。

１　代表　　1名
２　世話人　若干名
３　事務局（会計を含む）２名

役員の任期は、２年とし、ただし再任を妨げません。

第７条（連絡先）　この会の連絡先は、福井市みのり３丁目２４ノ１０（観方）に置きます。

第８条（会費及び会計）　この会の経費は、会費及び助成金・寄付金をもって充てます。
会費は、年額３０００円とします。
会計年度は、１月１日から１２月３１日とします。

※会則の改定　　２０１９年1月1日（会発足２０１０年1月1日）

様式第４号（第６条関係）　　2-5

活動結果報告書

令和５年3月３１日

越前市議会

議長　吉田　啓三　殿

議員氏名　大久保　惠子

下記のとおり報告します。

日　程　令和４年７月３０日(土曜日)～令和５年３月３１日(金曜日)

活動先　　福井県女性議員の会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要　（不足のときは、補助用紙を用いる。）

（組織の会則は別紙のとおり）

福井県女性議員の会　規約

（名　称）

第１条　この会は、福井県女性議員の会と称する

（目　的）

第２条　この会は、議員としての役割を達成するために、党派を超えて、会員一人ひとりの意見を充分尊重し、学習や交流を通じお互いの資質の向上を図るとともに、男女共同参画社会を目指し、女性議員の拡大に努めることを目的とする。

（事　業）

第３条　この会は前条の目的を達成するため、次の事業をする。

１．学習及び交流

２．情報収集及び発信

３．県内外各種団体とのネットワークの構築

４．その他、この目的達成に必要な事業

（会　員）

第４条　この会は、県内女性議員で構成する。

（役　員）

第５条　本会に次の役員を置く。但し副会長、会計、事務局等の人数及び役職等は会長に一任する。

会長　　1名

副会長

会計

事務局

監査　　1名

地区担当　若干名

（役員の任期）

第６条　役員の任期は一年とし、再選は妨げない。

（総会）

第７条　総会は毎年１回開催し、次の事項を協議する。

１．事業計画及び収支予算に関すること

２．役員の選出に関すること

３．規約の変更に関すること

４　その他会員から提案のあったこと
５　特別の事業のある場合はこの限りでない。

総会の運営
第８条　総会は、会員の過数の出席がなければ開くことができない。
（１）総会の議事は、出席者の過数をもって議決する。

会費
第９条　この会の会費は次のとおりにする。
（１）県議会議員は5,000円
（２）市議会議員は3,000円
（３）町議会議員は1,000円

会計年度
I１０条　この会の会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。

付則
この規約は平成１２年５月１４日から施行する。
この規約は平成１５年８月１８日から施行する。
この規約は平成１９年５月１７日から施行する。
この規約は平成２１年５月１５日から施行する。
この規約は平成２２年１１月１９日から施行する。
この規約は平成２３年８月２８日から施行する。
この規約は平成２４年５月１８日から施行する。
この規約は平成２７年１０月２６日から施行する。
この規約は平成２９年１１月４日から施行する。
この規約は平成３０年５月８日から施行する。
この規約は令和２年４月１日から施行する。

様式第４号（第６条関係）

3-1

活動結果報告書

令和４年１０月２１日

越前市議会

議長　吉田　啓三　殿

議員氏名　大久保　惠子

下記のとおり報告します。

日　程　令和４年１０月２１日(金曜日)

活動先　越前市

活動目的　議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要　(不足のときは、補助用紙を用いる。)

議会だより

印刷業者　株式会社　国府印刷

支払金額　159,127円

印刷枚数　18,325部

折込　18,275部

広報誌内容別紙のとおり

大久保恵子 9月議会報告

暑かった夏も終わりを告げ、
菊人形も始まり、いよいよ秋たけなわです。
みなさん、いかがお過ごしですか。

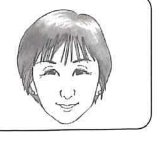

2022年10月14日発行
〒915-0802　越前市北府3-3-18
TEL：0778-21-2118
me51ik.o.okubo@bf.wakwak

9月議会は8月31日から10月21日までの52日間の日程で開催中。
(10月3日～19日まではR3年度の決算審査)

提出議案は予算案2件（補正2件)、決算認定案7件、条令案4件（改正4件)、一般議案4件の計17件。1般質問は3日間にわたり17人の議員が登壇しました。

9月27日には決算を除く10件を可決しました。なお、決算委員会は10月3日から開催。

■9月補正予算■

【主な内訳】

- 原油価格、物価高騰対策 ……………………… 約2億(国100%)
- 24年の大河ドラマの発信のための経費 ……………………… 約800万円
- 来年度からの子ども医療費完全無料化に向けた事前周知……………… 約100万円
- 児童発達支援センター機能強化 ……………………… 580万円
- マイナーカード普及促進策約 ……………………… 600万円(国100%)
- DX推進に係る費用約 ……………………… 600万円(国100%)
- 新幹線駅周辺整備事業 ………… 4000万円
- 災害復旧費 ……………… 2498万8千円
- 財政調整基金積み立て ……………… 3億円

【予算概要】　(単位：千円)

会計	一般会計
補正前	36,555,280
補正額	642,650
補正後	37,197,930
伸び率	0.18%

一般質問

Ⅰ「パートナーシップ制度」導入に向けて

越前市は10月1日(土)福井県初のLGBTのパートナーシップ制度を導入した。

H27年の世田谷区と渋谷区での導入を皮切りに、9月末現在、既に232の自治体で導入されており、認定件数は3168組とのこと。あわら市でも来年度導入を表明した。

この制度の導入により、性的少数者の地域での生き辛さが少しでも解消されることを願う。

質問1　パートナーシップ制度 市民への周知は?

Q1：9月補正予算に計上されている「人権擁護推進事業」92万円の詳しい説明を。

A：10月からのパートナーシップ宣誓制度導入に係る周知啓発経費。

Q2-1：キックオフイベントは?

A：市HP10月号に特集記事掲載。各種広報媒体を活用し周知に努める。

Q2-2：周知のための記念イベントの開催を望むが、10月1日まで時間がないので、市民に対し周知とお祝いの気持ちを込め、市長はじめ職員が虹色マスクを着けて職務に当たることを求める。

A：職員の自主性に任せたい。昨年12月に実施した「にじいろ階段」を実施。eホールロビーで啓発展示。各課窓口にレインボーフラッグを設置。

Q2-3：周知のために懸垂幕の設置を。

A：時限的なものなので、現段階では考えていない。

コメント　スポーツ大会出場選手の懸垂幕も時限的なもので、この答弁は説得力がない。残念!

祝! 越前市パートナーシップ宣誓制度導入
10月1日　県内初

質問2　導入に当たって、窓口職員だけでなく、全職員への研修を求める。

A：導入に当たり、まずは市職員が本制度を十分に理解することが必要。これまでも新採用職員研修や全職員対象の研修など継続して実施してきた。今後も制度の内容や、サービス、利用者のプライバシー配慮など全職員を対象に研修を行い制度に対する理解や意識向上に努める。

【講演会】
誰もが自分らしく暮らせるまちへ（仮）
～パートナーシップ制度を利用して変わったことなど～

主催：越前市
講師：嶋田全宏氏・加納克典氏
（三重県伊賀市パートナーシップ宣誓制度利用者）
日時：12月11日（日）午後（時間未定）
場所：生涯学習センターeホール

質問3　教育委員会のLGBT対応について

Q1：これまでの学校での取り組みは?

A：当事者を講師に迎え「性の多様性に寄り添う学校・職場づくり」についての講義を開催。この研修は校長必修研修で、受講後は職員会議や校内研修の機会に教員に伝達し多様性を認め、自他を尊重する共生の心の醸成に取り組んでいる。

Q2：チームでの支援体制は

この度、文科省は12年ぶりの「指導要提改定」に伴い、LGBT対応で、「チームでの支援体制」のシステム構築を求めた。教育委員会の対応は?

A：担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事教育相談コーディネーター、外部の専門家、スクールカウンセラーなどと連携を図りながら対応。年数回、教育相談期間を設け担任が個人相談を行い、内容によっては校内外のスタッフを集め教育支援会議を開催し情報の共有や支援体制をつくり支援している。今後も面談やアンケートなどにより早期に把握するよう努める。

〈越前市パートナーシップ宣誓制度〉

＊性的少数者とは?
性的指向が異性愛のみではない人や、性自認が戸籍上の性別と異なる人。

＊宣誓者の要件は?
- 成年に達していること。
- 双方又は一方が市内に居住している事。
- 双方に配偶者がいないこと。
- 双方が他のもの宣誓していないこと。
- 相手が近親者でないこと。

＊制度導入で受けられるサービス（現在）は?

【行政】
- 市営住宅・税証明書の申請、交付
- 罹災証明書の申請、交付
- 犯罪被害者遺族見舞金

【民間】
- 保険受取人指定
- クレジットカード家族申込
- 携帯電話料金の家族割
- 自動車保険家族限定特約

コメント

昨年12月の「にじいろ階段」は職員組合の取り組み。今議会初日に市長を先頭に理事者・議会全員が来年の大河ドラマのPRのため紫のマスクを着用した。

LGBT制度導入に当たっても、ぜひ市長は「PR部長」として自らにじいろマスク着用し「パートナーシップ制度導入」をPRして欲しい。マスク着用は時間も予算もない中で最大の周知効果があると考える。

大河ドラマのPRと同じく、「パートナーシップ制度」導入の周知も大切。

《10月1日　市民支援団体「なろっさ！ALLY（アライ）えちぜん」が市役所前広場でイベント開催》

■決算特別委員会日程■

9月議会は下記の日程で決算員会が開催されます)

教育厚生委員会	10月3日(月)・4日(火)
産業建設委員会	5日(水)・6日(木)
総務委員会	11日(火)・12日(水)
全　体　会	19日(水)
9月議会最終日	21日(金)

Ⅱ 手話の普及に向けて

手話言語条例制定から２年が経過。当然のことながら、条令を策定したら終わりではない。
条例で謳っている“ろう者との共生社会実現”を目指し更なる取り組みの強化を。

Q1：数値目標の設定を
施策の推進に向けての具体的な数値目標が設定されていない。総花的で形骸的な推進計画策定の必要はないが、重点施策には目標設定し計画的な推進図るべき。
A：設定が必要なものについては、適宜目標を設定する。

Q 2-1：今年度の検討会の開催は
条例８条の２項に基づく次年度に向けた検討会が、昨年は１度も開催されていない。今年度の開催予定は？
A：10月に開催予定。

Q 2-2：検討会の場で、当事者とともに推進のための数値目標を協議することを求める。そのためには会議の開催は複数回を。
A：関係各種団体の会議を開催し、当該年度の実施状況を検証し、必要な見直しを行い次年度の施策に反映する。頂いた意見を施策推進に生かしつつ、適宜数値目標の設定や重点施策についても検討する。

Q 3：手話人口の拡大に向けて
「手話通訳士」や「手話通訳者」の導入を求める。取得のための講座はハードルが高いので、市独自の「手話サポーター」（仮称）養成講座の導入を求める。
A：すでに「手話奉仕員」の制度がある。

Q 3- 2：それでは、手話人口の拡大のため「手話奉仕員制度」の広い周知を求める。
A：「手話奉仕員」の養成に努力するとともに、公民館などの関係機関と連携して周知を図る。

「9月23日は手話言語の国際デー」

≪越前市は庁舎前広場ブルーにライトUP≫
9月23日は「手話言語の国際デー」。
世界ろう連盟の「手話言語にブルーライトを当てよう」との呼掛けに、全日本ろうあ連盟も参加。越前市も庁舎前広場をブルーでライトアップした。
市内の手話人口は広がるよう努めたい。

Ⅲ 香害について

近年、合成洗剤や柔軟剤、制汗剤などの人工的な香りで健康被害を引き起こす「香害」が社会問題となってきている。私の周りにも「香害」に苦しむ人が複数人いる。そこで「香害」への今後の市の取り組みを質した。

Q1：「香害」についての今後の越前市の取り組みについて聞く
全国では「香害」に対する市民活動も活発化し、昨年は全国の市民団体の求めに応じて、消費者庁、文科省、経産省環境省、厚労省など５省庁が連携し、香り製品自粛を求めるポスターを作製。文科省も各教育委員会に対し通知を出し、企業も自主規制を始めている。こうした中、越前市の対応は？
A：市HP、広報、丹南ケーブルTVなども通じ広く周知・啓発する。併せて、消費者グループ、関係団体と協力して地域住民への情報提供に努める。

Q 2：ドローンによる農薬散布の周知を
近年、ドローンによる農薬散布面積が増えてきており、化学物質過敏症の方に健康への被害が出ている。ラジコンヘリによる農薬散布は地域住民に日程など周知されるが、ドローの場合は周知がない。
今年度、上広瀬防除組合は関係農家に対し事前にチラシを配布している。周辺住民に対しても周知を求める。
A：ドローンに関しては、今後広く普及することと考えられる。JAや農業団体を通じ、ドローンによる散布もラジコンヘリによる散布と同様に農水省のガイドラインを順守して住民への香害防止の事前通知を十分行うよう要請し、次年度より広く周知することにした。

コメント
今後スマート農業の一環としてドローンによる農薬散布面積は増えると考えられる。、一方で農水省は脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の低減のため「みどりの食糧システム戦略」として環境に配慮した農業の転換を目的に有機農業のモデル地域を育てるための交付金制度を設け、化学肥料や農薬を極力抑えようとの政策も進めている。
越前市はコウノトリを象徴にした有機米の推進、環境農業の推進を図っている。今後とも人と環境の共生を目指し環境農業の推進に一層の力を入れて欲しい。

８月臨時議会報告

７月10日の市議選後、初の議会（８月臨時議会）が８月１日から８月３日の３日間の日程で開催された。
この臨時議会は「組織議会」とも言われ、正副議長選挙、各委員会の選任や組合議会議員の選出が行われた。

● 新体制
議　　長：吉田啓三（市民ネットワーク）
副 議 場：橋本弥登志（会派郷働）
監査委員：三田村輝士（市民ネットワーク）

≪広域組合議会≫（越前市・南越前町・池田町）
南越清掃組合（５人）＊
福井県丹南広域組合議員（６人）＊
南越消防組合（５人）
公立丹南病院組合（５人）
福井県後期高齢者医療広域連合組合（２人）
三国競艇企業団組合（５人）
（私は＊の組合議会に所属）

≪会　派≫
諸　派：
大久保恵子、畑勝治、前田修二（共産党）
桶谷耕一（公明党）
＊どの会派にも属さない４人が諸派として活動。（会派結成は２人から）

・会派郷働（５人）　・会派創至（５人）
・市民ネットワーク（４人）
・誠和会（自民・２人）　・一志会（２人）

≪議席番号≫　私の議席番号は「17番」

政治は暮らしです。
政治はまちづくりです。
大久保恵子はこれからも「人と環境」を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市をめざし活動します。

トピックス

2024年NHK大河ドラマ「光る君へ」

2024年大河ドラマ「光る君へ」の決定に伴い６月補正で340万円、９月補正で818万７千円が計上可決された。
市はこれを好機として2024年の新幹線開業と合わせ市の認知度向上、魅力発信、観光誘客、文化振興などに繋げようとの方針。紫式部公園の整備など長期的展望における取組は歓迎するが、一過性のイベントなどに予算をつぎ込むことは慎重を期すべきである。長期的展望のもと落ち着いた取り組みに期待したい。

総合計画の改定

来年３月の改定を目指し、現在作業中。
10月に市民からの聞き取り作業を終え、年末にパブリックコメント実施し、来年３月議会に上程の予定。

【総合計画は】
＜越前市が進むべき方向性を示すもの＞
・基本構想計画期間は、2040年までの概ね20年間。
・基本計画期間は、R5年度からR9年の５年間。

イメージする将来像
①「人口８万人の活気と活力」の維持拡大
②「生涯ウエルビーイング（100年幸福実感）」を目指す
③「強靭なふるさとづくり」を進める

■ 越前市は現在、20年後を目指した総合計画を策定中。気候変動で「2030年が地球存続の分岐点」といわれ、また人口減少とあわせ「2030年までに全就労人口の11%（735万人分）の仕事が不要になる」と言われている時代。大きな転換期の総合計画となる。

市職員の定年引上げ

国家公務員の定年引上げに伴い、R５年から地方公務員の定年が60歳から65歳まで２年に１歳づつ引き上げられる。＊定年時、管理職だった職員は、非管理職に降格となる（役職定年制）

様式第４号（第６条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　3-2

活動結果報告書

令和５年１月１２日

越前市議会

議長　吉田　啓三　殿

議員氏名　大久保　惠子

下記のとおり報告します。

日　程　令和５年１月１２日(木曜日)

活動先　　越前市

活動目的　　議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要　（不足のときは、補助用紙を用いる。）

議会だより

印刷業者　株式会社　国府印刷

支払金額　164,782円

印刷枚数　18,025部

折込　17,975部

広報誌内容別紙のとおり

大久保恵子 12月議会報告

謹賀新年 2023年が皆さまにとって
幸多い年となることをお祈りいたします。

2023年1月4日発行
〒915-0802　越前市北府3-3-18
TEL：090-7588-5355
Kei51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

2022年12月議会は11月21日（月）から12月16日（金）の27日間の日程で開催されました。

提出議案は予算案8件、条令案3件、一般議案5件、計16件。

今回は12月議会定例の各会派（5会派）代表質問と、一般質問に14人の議員が登壇。最終日の16日には補正予算1件が追加上程され、全ての議案が可決。

■12月補正予算■

【1. 予算の規模】　（単位：千円）

会計別	補正前 ①	補正額 ②	補正後 ③	伸び率 ②／①
一般会計	37,601,354	1,027,524	38,628,878	2.5%
特別会計	17,142,443	201,026	17,343,469	1,2%
企業会計	9,221,918	66,075	9,287,993	0.7%
合　計	63,965,715	1,294,625	65,260340	1.9%

【2. 主な内訳】　（単位：千円）

・地域ブランディング事業	3,000
・地方創生チャレンジ移住支援事業	850
・個人番号カード交付事務事業	6,356
・生活困窮者自立支援事業	1,500
・【新】介護施設等物価高騰対策支援事業	33,024
・国県への過年度補助金等返還金	200,774
・各種扶助費等の増額	219,998
・新型コロナウイルスワクチン接種事業	80,000
・環境調和型農業推進事業	3,339
・飼料高騰緊急対策事業	5,600
・農業施設補助災害復旧事業	1,650
・越前発新事業チャレンジ支援事業	1,030
・ふるさと納税推進事業	51,232
・都市施設補助災害復旧事業	21,100
・公共施設の光熱費等の増額	68,800
・財政調整基金事業	158,000

一 般 質 問

今回の一般質問は、現在策定中の越前市の20年後を見据えた「越前市総合計画2023」の中から5件について質問した。

Ⅰ　温暖化対策について

Q1：総合計画の基本構想にも記載を

温暖化対策は今、世界上げての大きなテーマ。市は昨年8月に国の「2050年カーボンニュートラル宣言」に合わせ「越前市ゼロカーボンシティ宣言」をした。

総合計画の基本計画「12のチャレンジプロジェクト」の⑪に「脱炭素チャレンジP」として記載されているが、5年間の基本計画の箇所だけへの記載ではなく、20年先を見据えた「基本構想」の箇所にも「脱炭素のまちづくり」というような記載が必要。

A：　地球温暖化や脱炭素化は今や全世界が取り組むべき重要な課題なので「ふるさとづくり」の理念の中での追加を検討する。

Q2：「10の取り組み」の推進体制は

今年3月に改訂の「越前市環境基本計画」のP19に「市民自らの取り組み」として「みんなで止めよう地球温暖化！家庭で実践10の取り組み」が掲載されている。これは審議会委員の「私たちにできることは何だろう？」との声で設けられたページ。

市はこの『市民自らの取り組み』をどのように市民に周知し実践に繋げようとしているのか聞く。

A：　市広報紙4月号から毎号クイズ等で周知している。今後は、将来を担う子どもたちを対象に、「家庭で実践10の取り組み」が楽しく学べるボードゲームを学校や学童保育などで遊んでもらい家庭にも波及させ、市民全体の意識啓発と行動変容に繋がる取り組にする。

新焼却炉完成で、時代の逆行して緩くなったっプラごみの分別も気になっている。併せてこれについても再度の周知徹底も必要だと考える。

Ⅱ　農業政策について

国あげて脱炭素に取り組んでいる中、農水省も環境に配慮した農業への転換を目指し、今年7月「みどりの食料システム法」を施行し「みどりの食料システム戦略」の本格運用を始めた。越前市は10余年前から環境調和型農業に取り組み、耕作面積は今や県全体の35%を占め、広瀬地区の農業法人の有機JASの面積は県内の50%を超えている。国がようやく動き始めた今、さらに飛躍させる大きなチャンス。

Q1：越前市の有機農業の今後の取り組みを聞く

総合計画において「12のチャレンジプロジェクト」の④「有機農業拡大P」において「日本最大の有機農産物の産地を目指す」と意欲的な目標を掲げた。その取り組みを聞く。

A：　有機農業の生産から消費までの一貫した取り組みを推進する、全国50か所のモデル的先進地区を創出する国の事業に取り組む。

当該事業の活用で、市内農業法人が実践している有機農業の展開を図ることを目的に、そのノウハウをデジタルで蓄積し、後継者問題にも取り組む。

Q2：「食と農の創造条例」やビジョンに「環境」の文言を

このような動きの中、地元越前たけふ農協も来年度から有機栽培のコメを23000円で買い取ることを決め、本格的な推進に入った。

有機栽培は農産物に付加価値を与え、食においては健康に繋がることは勿論、今や環境の側面が重要な要素になってきた。

条令やビジョン、そして環境基本計画の農業分野にも「環境」の視点が多く記載されているにも拘らず条例の表題に「環境」が欠落している。

国・県・市そして農協の方針のいずれも揃った今こそ、市の環境農業をアピールするためにも、表題に「環境」の文言を入れる検討を。

A：　議員提案の趣旨は理解。基本構想に関わる課題。改正には手続きが必要。

また、創造ビジョンには「食」と「農」そして「地域」の3本柱があり、「地域」とは農村コミュニティの維持や都市の農村の交流、人のつながりなど人間を中心とした概念で3つの整合性をどう図るか整理して、審議会の意見を聞く。

私は「食」と「農」と「地域」が3本柱ではなく、「食」と「農」と「環境」の3本柱が地域を創造すると考える。

Q3：学校給食にコウノトリ米導入の検討を！

現在、県下トップ。今後日本最大の有機農業の産地を目指すのであれば、私はまず子ども達にこの安心安全な米を食べさせたい。

- 子ども達が地元の農や食、環境に関心を持つきっかけになる。
- 健康、食育にもつながる。何より生産者にとってはやりがいにも励みにも誇りにもつながる。
- 地元の農業を食べ支える、地元の環境を支える運動にもつながる。（買う人が増えればつくる人が増え地域の環境が良くなる）

学校給食にコウノトリ米の導入を提言するが、導入に当たりその差額の予算措置についての市の考えを聞く。

A：　次年度において、国の「みどりの食料システム戦略」事業において有機農産物の消費拡大と住民認知を深める目的で、学校給食への導入のメニューがあり検討中。教育委員会と調整する。

＜越前市総合計画　構成＞

基本構想＜2040年に向けて＞

ふるさとづくりの理念：
幸せを実感できるふるさと
～ウェルビーイングの越前市～

3つのめざす姿：
- 10万人の元気と活力
- 100年人生の幸福実現
- 1000年未来につなぐふるさとづくり

6つのテーマ：
1 地域の宝をブランドに
宝を磨き､つなぎ､発信し、地域ブランドを創出する
2 活力あふれる地域産業
地域産業をさらに活性化し、ふるさとの活力を高める
3 すこやかで幸せなくらし
幸せな100年人生を支える 健康長寿に取り組む
4 未来へつづく子育て・教育
子どもたちが夢を持って、健やかに育つよう応援する
5 安全で安心して住み続けられるまち
安全安心で､快適に、暮らせるまちをつくる
6 つながりが心地よいふるさと
地域の人が支え合い､あたた かなふるさとづくりを進める

基本計画＜2023年度～2027年度の5年間＞

12のチャレンジプロジェクト	34の政策
1 文化県都宣言P 2 UIJターン倍増P	ふるさとブランディング 観光誘客　文化の保存と活用 生涯の芸術文化活動
3 観光産業拡大P 4 有機農業拡大P	次世代産業の活性化 伝統のモノづくり　いきいき働く仕事　農業経営の安定化 次代への森づくり　地球にやさしい環境　里地里山の保全と活用
5 越前たけふ駅周辺開発P 6 100年人生健康で長寿P	地域での支え合い 高齢者の元気応援　障がい者の活躍支援 健康づくり
7 こどもまるごと応援P 8 安全安心で強靭なまちづくりP	子育て・子育ちの応援 学校での教育　地域での教育　生涯の学び 生涯のスポーツ
9 まちなか「あそべる､くらせる」P 10 地域交通最適化P	土地利用と都市構造 道路環境の整備　地域交通ネットワーク　住宅支援の充実　暮らしを支える上下水道 地域の防災　治水の機能向上　消防・救急・交通安全　暮らしの安心
11 脱炭素チャレンジP 12 楽しい居場所づくりP	市民自治と市民活動 人権尊重と男女共同参画　多文化共生 経営的な行財政　市政新デザイン

この機関紙は、政務活動費を活用しています

Ⅲ 文化県都構想に向けての組織改革を

市長は、千年の歴史をつなぐ「文化県都構想」を公約にした。総合計画基本構想の６つのテーマの１は「地域の宝をブランドに」そして基本計画の 12 のチャレンジプロジェクトの①は「文化県都宣言プロジェクト」なっている。

「文化県都構想」推進のための組織改革を！

Q1: 「文化財保護委員会」や「市史編纂室」、学識者、民間活動団体を含む研究機関を、事務局機能を持つ独立した第三者専門機関とし、素材の掘り起こし調査・研究・情報提供を行う独立機関として位置付けてはどうか？

また、文化課は、研究機関が掘り起こした素材（宝）を「ブランドとして磨き・つなぎ・発信」するための部署として、役所の関係課、また教育委員会部局、そして市民団体、そして公会堂や文化センター等関係施設へ向け、情報提供や発信のための支援をするために、全庁横断的体制が必要。

新年度に向け、「文化都市構想」を推進するためにふさわしい組織改革を検討することを提言する。

A： **新年度に向けて推進体制を検討。**

新体制については来年度に向け検討する。「文化県都構想」推進のためには、文化課はもとより、ブランド戦略室、観光誘客課等との連携により、本市の文化力を自他ともに認識して、世界にアピールする必要があることから、推進体制については新年度に向け検討していく。

政治は暮らしです
政治はまちづくりです

大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市を目指し活動します。

Ⅳ 越前市子ども条例

越前市が県下初の子ども条例を制定して 10 年が経過。

策定の背景は、「子どもの貧困」「格差社会」「養育放棄」「児童虐待」「不登校・引きこもり・いじめ」また「障害児」や「外国籍児童生徒」など支援を必要とする子どもの増加にあった。

それから 10 年、時代の経過の中で改正が必要になってきていると考える。

Q1：条例の名称に「権利」の文言を、新たに「意見表明権」の導入も

当時はまだ拒否反応があった「権利」という文言も 2016 年「児童福祉法」の改正で、その第１条に「権利」という言葉が使われるようになり、2019 年には国連子どもの権利委員会からの勧告により更なる権利擁護施策の充実の必要性や、今年６月の児童福祉法の改正、子ども基本法の可決。

そして今年は「子ども家庭庁」の発足。「権利」は今や子ども政策の根底をなすもの。

総合計画の「基本構想」テーマの４「未来へ続く子育て・教育」そして 12 のチャレンジの７「子ども応援プロジェクト」などその根底に流れているものは「子どもの権利」である。

テーマ４のサブテーマ「子ども達が夢を持って、健やかに育つこと」を担保するために、また子どもの権利を保障するまちを標榜するために、ぜひこの機会に名称の検討を求める。

併せて時代の変遷の中で新たに「意見表明権の保証」「当事者参加の推進」「差別の禁止」等更なる人権擁護施策の充実が求められている。名称と併せてこれらについてもしっかり検討を求める。

A： 現在の名称に「権利」を加えることでかえって内容を狭めた受け取られる懸念もある。名称や内容も含めて改正の必要性について研究していく。

Q2：新たな時代への対応を

14 条（援助を必要とする子どもへの支援）に新たに LGBT やヤングケアラー等の記載についても検討を求める。

A： **条例改正の必要性と併せて研究していく。**

Ⅴ 都市計画と都市構造について

「総合計画」政策 21 の「土地利用と都市構造」の箇所に、現状と課題を整理し「住み続けられるまち」をどのように作っていくのかを示す必要がある」と記載し「取り組みの方針」にＲ８年度改定の年マスタープランを前倒し、来年度改訂し「第２期都市計画マスタープランを策定する」と明記。それに伴い適正化計画を R6 年に改訂し「居住誘導区域」と「防火区域」の考え方を整理する」と具体的に示した。まちなかの人口減少や空き地・空き家の課題解決を図る上で期待する。

Q１：現在都市計画マスタープラン策定委員会ではどのような検討がされているのか。

A：①目指すべき将来都市像・本庁舎周辺・あいパーク周辺・越前たけふ駅周辺を新たな拠点として関係について検討。

②市内全域の土地利用方針の再検討と用途地域の見直し。越前たけふ駅周辺の用途地域の妥当性について検討。

③土地利用方針と都市防火の整合性。

④将来都市像と道路網の整備、都市計画道路の長年未着手の都市計画道路の見直しについて。

⑤市民主体のまちづくり

以上５点つの重点検討項目と①の３拠点の広域交通拠点の位置づけについて確認。

この間、なおざり感の否めなかったまちなか対策であるが、これ以上まち中を過疎化させないために、思い切った居住誘導策を講じ、生活インフラの整っている町なかから郊外に向けての無秩序、無計画な広がりを止めるべき。

【府中城発掘調査講演会】

府中のお城を知る

・**第１回 発掘調査成果について**
講　師：赤沢徳明氏（福井県埋蔵文化財調査センター文化財専門員）
１月 14 日（土）午後１時半～

・**第２回 金沢城下から見た府中城（仮）**
講　師：滝川重徳（石川県金沢城調査研究所担当課長）
１月 28 日（土）午後１時半～

会　場：生涯学習センター（e ホール）
参加費：無　料
申込・問合せ：0778 – 22 – 3005

令和４年度
パブリック・コメント実施計画一覧

部局	課	計画名	計画期間（年度）	区分
企画部	政策推進課	越前市 総合計画 2023	R5～22 (18年間)	策定
産業環境部	観光誘客課	越前市 観光振興プラン	R5～9 (5年間)	改定
	農林整備課	越前市鳥獣被害 防止計画	R5～9 (5年間)	改定
教育委員会	文化課	越前市文化財 保存活用地域計画	R5～14 (10年間)	策定
企画部	総合交通課	福井鉄道交通圏地域 公共交通計画	R5～9 (5年間)	改定

※パブリックコメントの期間はいずれも12月21日(水)～1月12日(木)。詳しい内容は市広報誌12月号をご覧下さい。

是非皆様ご意見を!!

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 新春によせて ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

・ソ連のウクライナ侵攻、それに伴うエネルギーや食糧問題。そしてコロナ、気候変動…と不安定な社会情勢の中で 2023 年が明けました。このような中にあって、「本当に大切なものは」「本当に必要なものは」と自らに問いながら今年も持続可能な社会、暮らしやすい越前市に向けて引き続き微力を尽くす所存です。

・長年の懸案事項だった「コウノトリ米の学校給食導入」がようやく現実味を帯びてきました。
航空防除反対の市民活動がきっかけで市議会に立候補して 24 年。越前市は「全国最大の有機農産物の産地を目指す」と意欲的な目標を掲げ、県とともに有機農業の産地づくりを始めるとのこと。
長年異端視されてきた農家にもようやく光が当たり、大変うれしく、感慨深いです。引き続き「人と自然の共生」する越前市を目指し活動を続けます。

・この春、越前市の 20 年後を見据えた「総合計画」が策定されます。この総合計画は今後 20 年の越前市のまちづくりの基本となるもので、「しあわせを実感できるふるさと ～ウエルビーイングの越前市～」として、すべての政策の根本に「幸せを実感できるまち」であることを位置づけました。子どもから大人まで、どんな境遇になっても越前市のすべての人が「幸せを実感できるまち」であるよう今後とも微力を尽くします。

・議員は、選挙区内への年賀状は禁止されています。この議会報告を新年のご挨拶に代えさせて頂きます。

♪新年もどうぞよろしくお願い致します♪